

◇ 災害時に支援を受けるために ◇

最近地震や台風等による自然災害が各地で多発しております。私たちの住む家に重大な被害があった場合、そのすべての費用を負担する事は容易な事ではありません。各自治体には被災者生活再建支援制度が存在します。被災者生活再建支援制度は、平成10年5月に成立した法律に基づき、自然災害で居住する住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給して生活の再建を支援するものです。

平成19年11月の支援法改正で複雑な支援金の申請手続きが大幅に改善されました。住宅の被害程度と再建方法に応じて、定額の渡し切り方式となった支援金は、使い途の制限もなくなり、とても利用しやすい制度になりました。

しかし、利用し易いと云え、被災している状況下で利用方法を調べながら申請を行うことは困難であり、あらかじめ必要になる書類や申請を行う場所などについて理解しておくことが大切です。

また天災は、被害の程度で様々な支援や保険金を受け取ることが出来る場合があります。その様な支援を受ける際に、期限が過ぎて支援を受けることが出来なかった事例もありますので、どのような手続きを、いつまでに行なえば支援を受けられるかどうかを、予め知っておくことが災害時への備えになります。

◇ 罹災証明書の発行 ◇

支援制度や保険を利用するには、然るべき手続きが必要となりますが、最初に「罹災（りさい）証明書」を発行して貰うことが重要です。

罹災証明書は、自治体から被害程度の認定を受けたことを証明するものです。どのような支援を受けるかは、この罹災証明書が必要となります。災害に遭った場合は、必ず取得しておくようにしましょう。

申請は、自然災害の場合は市町村で、火災被害の場合は消防署で行います。申請書は申請先の役所や消防署で入手するか、ネット上でもダウンロードすることが可能です。被害の程度を確認する際、場合によっては現地検証をせず、現状写真のみで被害の程度を認定することもあります。

申請を行う際は、危険の伴わない範囲で罹災した建物や、損害のあった部分の写真を撮っておくようにすべきです。

壁のひび割れや柱の傾きや水害の場合は、床下浸水・床上浸水のどちらであったか等が被害認定に大きくかかわってきます。

また被害の大きさが分かるように、ものさしとなるメジャーなどのスケール

と合わせて撮影すると効果的です。

この罹災証明書申請は、期限が設けられることが多く、具体的な期限については各自治体によって異なります。罹災してから原則14日や1ヶ月などの短めの期限を設定している自治体も多く、早めに発行申請をしましょう。

しかし罹災証明書の発行に時間がかかってしまう一方で、支援金や保険金の申請を行わなければいけない場合もあるかと思われます。

そのような場合は、罹災届出証明書を利用する方法が効果的です。罹災届出証明書は、正式に罹災証明書が発行されるまでの期間、代用することが出来る証明書です。具体的には「現在罹災証明書を発行申請しています」ということを証明するための書類です。

罹災届出証明書が発行されているということは、近いうちに罹災証明書が発行される可能性が高いと判断されるため、各場面において罹災証明書の代わりに利用出来るのです。罹災届出証明書は、罹災証明書の申請日のその日のうちに発行してもらえます。

罹災証明書の他にも、住宅に関する契約書や住民票等必要書類は多々ありますが、あらかじめ必要な書類を理解し、急いで用意しなければならない書類か急ぐ必要のない書類かの判断ができるだけで災害時に役立ちます。

物理的な備えも必要ですが、災害後の2年後3年後を考えると、この様な支援を受けるための知識を蓄えておくことも大切です。

(著 研究開発室 田中海優)

幸太の知恵袋

懐中電灯をランタン代わりに

停電になった時は懐中電灯を使うと暗い中でも移動ができて便利だね。だけど部屋全体を照らすには照らせる範囲が狭いし眩しすぎてあまり向かないんだ。でも、そういう時はペットボトルと組み合わせるとランタンの様に広い範囲を照らせるようになるんだよ。作り方は簡単でね、水を入れたペットボトルに向かって光が当たるように、懐中電灯を置くだけなんだ。ペットボトルの中で光が反射して広い範囲が照らせるし、あまりまぶしくなくなるんだ。災害時は断水になるかもしれないし、水をためておくついでにランタン用のペットボトルを用意してもいいかもしれないね。

建築情報や知識は、ファース本部オフィシャルサイトで!



ファースの家

検索

